

別記3 宇和海を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
機船船びき網漁業	一そう雑魚機船船びき網漁業	1隻	48キロワット(旧馬力15)以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無垢島頂上とを結んだ直線以北の宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域に限る。	1.1～12.31	西宇和郡伊方町、八幡浜市又は西予市三瓶町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
			48キロワット(旧馬力15)以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無垢島頂上とを結んだ直線と南宇和郡愛南町由良岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線との両線間における宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域に限る。	1.1～12.31	西予市明浜町又は宇和島市に漁業根拠地を有する者
			48キロワット(旧馬力15)以下	南宇和郡愛南町由良岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線以南の宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域に限る。	1.1～12.31	南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者
機船船びき網漁業	二そう雑魚機船船びき網漁業	2隻	48キロワット(旧馬力15)以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無垢島頂上とを結んだ直線以北の宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域に限る。	1.1～12.31	西宇和郡伊方町、八幡浜市又は西予市三瓶町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
			48キロワット(旧馬力15)以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無垢島頂上とを結んだ直線と南宇和郡愛南町由良岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線との両線間における宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域に限る。	1.1～12.31	西予市明浜町又は宇和島市に漁業根拠地を有する者
			48キロワット(旧馬力15)以下	南宇和郡愛南町由良岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線以南の宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域に限る。	1.1～12.31	南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者
小型まき網漁業	いわし、あじ、さばまき網漁業	1隻	定めなし	宇和海 ただし、別記4表1の部に掲げる区域を除く。	1.1～12.31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
流し網漁業	さごし、めじか流し網漁業	3隻	定めなし	宇和海	3.16.～6.15 8.1～翌1.15	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
敷網漁業	いわし、あじ、さば敷網漁業	4隻	定めなし	宇和海	1.1～12.31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。